

議案第 16 号

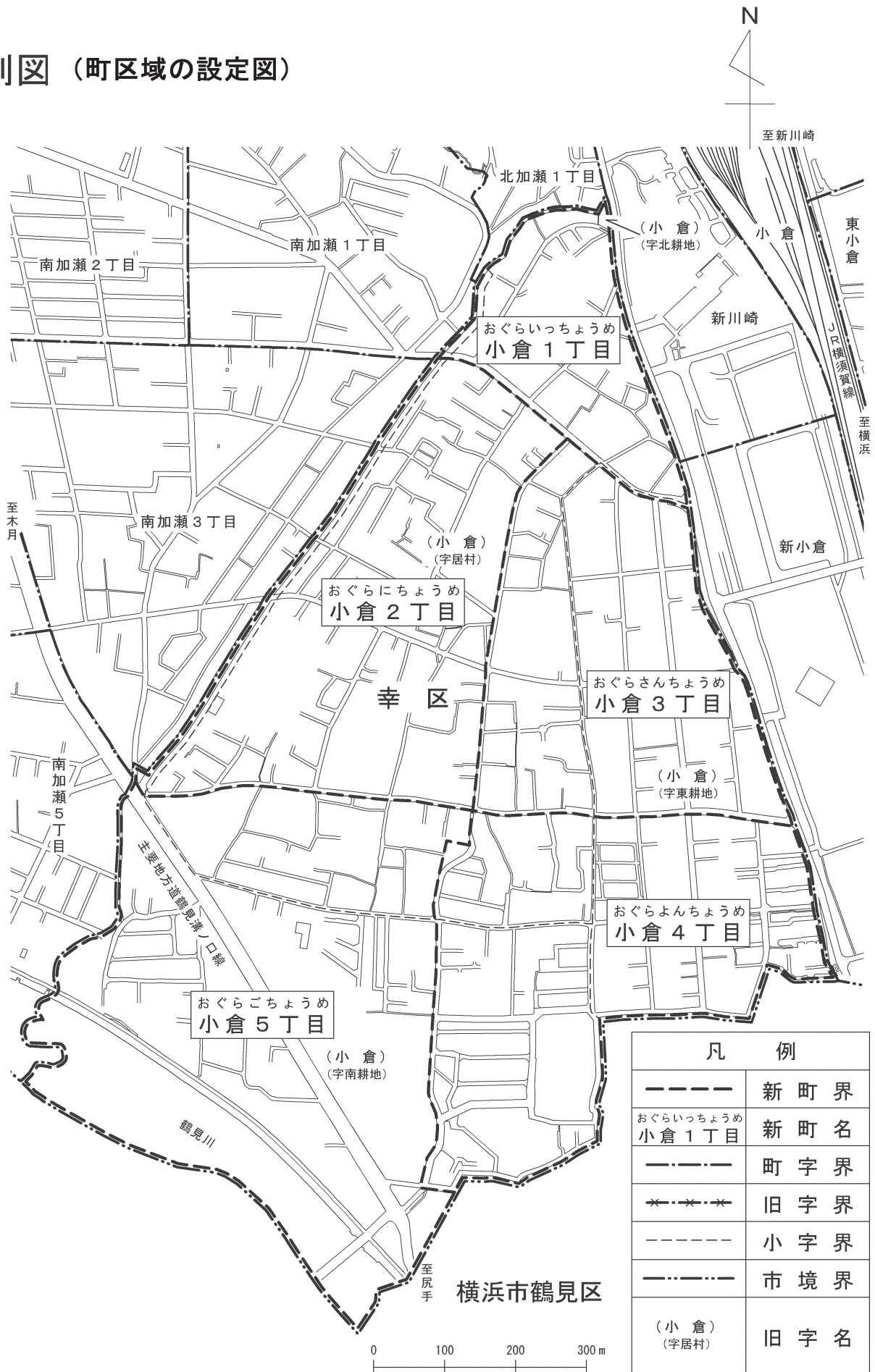
幸区における町区域の設定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別
図のとおり町区域を設定する。

平成 23 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

別図 (町区域の設定図)



参考資料

提 案 要 旨

幸区小倉地区において、住居表示を実施するため町区域を設定したいので提出する。